

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 18 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局
障 害 児 支 援 課

令和 8 年熊本地震による災害に伴う被災者に係る利用者負担額及び
支給決定等有効期間の取扱いにおける国保連システムの対応について

標記については、「令和 8 年熊本地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」（令和 8 年 8 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払いが困難な者に対する利用者負担額の支払い猶予に関する取扱いについて周知したところである。

また、「令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」（令和 8 年 8 月 17 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とする措置を指定する件等について」（令和 8 年 8 月 12 日付けこども家庭庁支援局長・こども家庭庁成育局長通知）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく介護給付費等及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費等の支給決定の有効期間及び障害支援区分の認定の有効期間（以下「支給決定等有効期間」という。）の満了日を令和 9 年 1 月 27 日とすることとしたところである。

これらの取扱いに関する国保連システムの詳細な対応については、障害福祉サービス事業者等における確認及び障害福祉報酬の請求等が円滑に行われるよう、下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本事務連絡について、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会に周知されたい。

記

- 別添 1 利用者負担額の支払い猶予に係る取扱いについて
- 別添 2 支給決定等有効期間の延長に係る取扱いについて